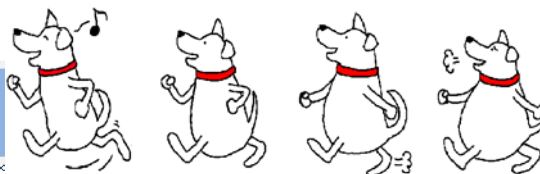


## 5. 障害児の療育



児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に分かれます。

### 対象となる児童

身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童、ただし、診断や障害者手帳を有することが必須条件ではなく、療育の必要のある児童

### (1) 障害児通所支援

#### ○児童発達支援

児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能集団生活への適応訓練を行うサービス。

#### ○医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹機能の障害がある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービス。

#### ○放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、放課後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行うサービス。

#### ○保育所等訪問

保育所やその他児童が集団生活を営む施設等に訪問し、その施設の障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス。

### 児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所(市内)

児童発達支援	所在地	電話番号
児童発達支援センター ひまわり	大館市池内字大出 82 番地 身体障害者センター内	42-3553
放課後等デイサービス	所在地	電話番号
なかよしとっと	大館市比内町扇田字長岡 70 番地 3	55-2405
放課後等デイサービス 一心堂	大館市東台二丁目1番 60 号	49-3433
運動療育センター こどもプラス	大館市御成町 2 丁目 9-5 佐々木ビル1F	99-0107

### 利用者負担

対象児の保護者のかたは、原則としてサービスにかかる費用の1割負担。



## (2) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用に関する相談等の支援を行うサービスです。

### 対象

障害児通所支援を申請した障害児等

### 内容

障害児通所支援の利用者に係る障害児支援利用計画の作成と支援施設等との連絡調整を行うサービス

### 事業所

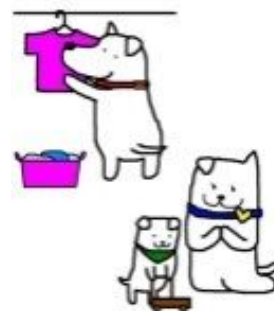
相談支援事業所	所在地	電話番号
おおだて障害者相談支援センター	大館市泉町9番19号 泉町地域ふくしセンター	57-8212
鹿角障害者センター	鹿角市花輪字上中島93番地	0186-30-1088
北秋田市社会福祉協議会	北秋田市花岡町16番1号	0186-69-8025

#### ◆(1)(2)の申請・提出窓口

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2階

電話 43-7052 FAX 42-8532



## (3) 障害児すこやか療育支援事業

児童発達支援等を利用する際の利用者負担などの半額を助成する制度(県事業)

### 対象者

児童発達支援又は医療型児童発達支援(以下「児童発達支援等」という。)の利用者

### 助成対象

①サービス利用に係る利用者負担額

②サービス利用に係る食費

※利用者負担上限額の軽減等の適用を受ける場合は、適用後の利用者負担額の半額までを助成。また、食費の軽減措置を受ける場合は、軽減後の食費の半額を助成。所得制限があります。

### 必要書類

希望者は児童発達支援等の申請手続きの際に下記へお問い合わせください。

#### ◆(3)の申請・提出窓口

◎大館市子ども課児童相談係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター1階

電話 43-7054 FAX 42-0160